

情報公開規程

第1条（目的）

本規程は、特定非営利活動法人日本デフゴルフ協会（以下「本協会」という。）が、その活動状況、運営内容及び財務資料等を積極的に公開するために必要な事項を定めることにより、本協会の公正で開かれた活動を推進することを目的とする。

第2条（法人の責務）

本協会は、本規程の解釈及び運用に当たっては、原則として、一般に情報公開することの趣旨を尊重するとともに、個人に関する情報がみだりに公開されることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

第3条（利用者の責務）

別表に規定する情報公開の対象資料を閲覧ないしは謄写した者は、これによって得た情報を、本規程の目的に即して適正に使用するとともに、個人に関する権利を侵害することのないよう努めなければならない。

第4条（情報公開の方法）

本協会は、情報公開の対象に応じ、公告、資料の事務所備え置き又はインターネットの方法により情報公開を行うものとする。

第5条（公告）

- 1 本協会は、法令及び定款の規定に従い、公告を行うものとする。
- 2 前項の公告については、定款第54条の方法によるものとする。

第6条（資料の事務所備え置き）

本協会は、法令の規定に従い、資料の事務所備え置きを行い、その閲覧又は謄写（以下「閲覧等」という。）に供するものとする。

第7条（事務所備え置きの資料）

前条の事務所備え置きの対象とする資料は別表に掲げるものとし、次条に規定する閲覧場所に常時備え置く。

第8条（閲覧場所及び閲覧日時）

- 1 本協会の事務所備え置きの対象とする資料の閲覧等の場所は、本協会の主たる事務所とする。
- 2 閲覧等は、本協会営業日の午前9時から午後6時までとする。ただし、本協会は、正当な理

由があるときは閲覧等希望者に対し、閲覧等の日時を指定することができる。

第9条（閲覧等に関する事務）

1. 閲覧等を希望する者は、様式1に定める閲覧（謄写）申請書に必要事項を記入し、本協会事務局に提出する。
2. 閲覧（謄写）申請書が提出されたときは、様式2に定める閲覧受付簿に必要事項を記載し、閲覧等に供する。
3. 資料の謄写を行った場合、謄写に要する費用は謄写を申請した者が負担する。

第10条（インターネットによる情報公開）

- 1 本協会は、第5条及び第6条の規定による情報公開のほか、広く一般に対しインターネットによる情報公開を行うものとする。
- 2 前項の規定による情報公開の内容、方法等の詳細は会長又は担当理事が定める。

第11条（その他）

本規程に定めるもののほか、情報公開に関し必要な事項は、理事会の決議により定める。

第12条（管 理）

本協会の情報公開に関する事務は、事務局が管理する。

第13条（改 廃）

本規程の改廃は、理事会の決議による。

附 則

本規程は、2024年10月1日から施行する。

別表

対照書類等の名称	保存期間
1. 定款及び諸規程	永久
2. 事業計画書、各種の予算に関する書類	5年間
3. 各事業年度の事業報告、計算書類及び財産目録、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面）	5年間
4. 監査報告	5年間
5. 社員総会議事録、理事会議事録	10年間
6. 会計帳簿及びその他関係書類	10年間

